山梨県就職氷河期世代正社員化促進奨励金支給要綱

（通則）

第１条 山梨県就職氷河期世代正社員化促進奨励金（以下「奨励金」という。）については、山梨県補助金等交付規則（昭和３８年山梨県規則第２５号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

（目的）

第２条 この奨励金は、就職氷河期世代の非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを支援し、正社員雇用の促進を図ることを目的とし、これに要する経費については予算の範囲内で支給する。

（定義）

第３条 この要綱において、用語の定義は、それぞれ以下の各号に定めるとおりとする。

（１）キャリアアップ助成金（正社員化コース） 雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）第６２条第１項第６号及び第６３条第１項第５号並びに雇用保険法施行規則（昭和５０年労働省令第３号。）第１１８条の２及び附則第１７条の２の８に基づくキャリアアップ助成金（以下「助成金」という。）を指す。

（２）正規雇用労働者 次のイからホまでのいずれにも該当する労働者を指す。

（イ）期間の定めのない労働契約を締結している労働者であること。

（ロ）派遣労働者として雇用されている者でないこと。

（ハ）同一の事業者に雇用される通常の労働者と比べ勤務地又は職務が限定されていないこと。

（ニ）所定労働時間が同一の事業者に雇用される通常の労働者の所定労働時間と同じ労働者であること。

（ホ）同一の事業者に雇用される通常の労働者に適用される就業規則等に長期雇用を前提として賞与又は退職金制度の実施及び昇給の実施が規定され、当該規定が適用されている労働者であること。

（３）短時間労働者 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成５年法律第７６号）第２条第１項に規定する短時間労働者をいう。

（４）派遣労働者 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和６０年法律第８８号）第２条に規定する派遣労働者をいう。

（５）無期雇用労働者 期間の定めのない労働契約を締結する労働者（「短時間労働者」及び「派遣労働者」のうち、期間の定めのない労働契約を締結する労働者を含む。）のうち、正規雇用労働者、多様な正社員以外の者をいう。

（６）有期雇用労働者 期間の定めのある労働契約を締結する労働者（「短時間労働者」及び「派遣労働者」のうち、期間の定めのある労働契約を締結する労働者を含む。）をいう。

（７）勤務地限定正社員 次のイからホまでのいずれにも該当する労働者をいう。

（イ）期間の定めのない労働契約を締結している労働者であること。

（ロ）派遣労働者として雇用されている者でないこと。

（ハ）就業規則等に規定する所定労働時間が、同一の事業者に雇用される正規雇用労働者の就業規則等に規定する所定労働時間と同等の労働者であること。

（ニ）勤務地が同一の事業者に雇用される正規雇用労働者の勤務地に比べ限定されている労働者であること。

（ホ）同一の事業者に雇用される正規雇用労働者の労働条件が適用されている労働者である

こと。

（８）職務限定正社員　次のイからホまでのいずれにも該当する労働者をいう。

（イ）期間の定めのない労働契約を締結している労働者であること。

（ロ）派遣労働者として雇用されている者でないこと。

（ハ）就業規則等に規定する所定労働時間が、同一の事業者に雇用される正規雇用労働者の就業規則等に規定する所定労働時間と同等の労働者であること。

（ニ）職務が同一の事業者に雇用される正規雇用労働者の職務に比べ限定されている労働者であること。

（ホ）同一の事業者に雇用される正規雇用労働者の労働条件が適用されている労働者であること。

（９）短時間正社員　次のイからニまでのいずれにも該当する労働者をいう。

（イ）期間の定めのない労働契約を締結している労働者であること。

（ロ）派遣労働者として雇用されている者でないこと。

（ハ）所定労働時間が同一の事業者に雇用される正規雇用労働者の所定労働時間に比べ短い労働者であること。

（ニ）同一の事業者に雇用される正規雇用労働者の労働条件が適用されている労働者であって、時間当たりの基本給、賞与、退職金等の労働条件が、同一の事業主に雇用される正規雇用労働者と比較して同等である労働者であること。

（１０）多様な正社員　勤務地限定正社員、職務限定正社員及び短時間正社員をいう。

（１１）有期から正規　有期雇用労働者から正規雇用労働者又は多様な正社員への転換及び有期雇用の派遣労働者を正規雇用労働者又は多様な正社員へ直接雇用した場合をいう。

（１２）無期から正規　無期雇用労働者から正規雇用労働者又は多様な正社員への転換及び無期雇用の派遣労働者を正規雇用労働者又は多様な正社員へ直接雇用した場合をいう。

（１３）転換等　「有期から正規」又は「無期から正規」のことをいう。

（１４）就職氷河期世代　転換等の時点の満年齢が３５歳以上５５歳未満の者を指す。

（対象労働者）

第４条 支給対象事業者（第５条で定める「支給対象事業者」をいう。）から申請する奨励金の支給対象となる労働者（以下「対象労働者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者をいう。

（１）就職氷河期世代の者であること。

（２）正社員化コースの「有期から正規」及び「無期から正規」のいずれかの区分を実施された労働者であること。

（３）転換等された日において、山梨県内を就業地とする又は山梨県内に居住している者であること。

（支給対象事業者）

第５条 奨励金の支給対象とする事業者は、次の（１）から（１２）までの全てに該当するものとする。

（１）令和３年４月１日以降に対象労働者の転換等を実施し、正社員化コースの支給決定を受けている事業者であること。

（２）山梨労働局管内に雇用保険適用事業所があること。

（３）当該転換等日の前日から起算して６か月前の日から１年を経過する日までの間に、当該転換等を行った適用事業所において、雇用保険被保険者を解雇等、事業者の都合により離職させた事業者以外の者であること。

（４）雇い入れ日の前日から起算して過去３年間に厚生労働省が実施している雇用関係助成金に係る不正受給を行ったことがないこと。
（５）奨励金の交付申請書提出日の属する年度の前年度より前のいずれかの保険年度における労働保険料の滞納がないこと。
（６）奨励金の交付申請書提出日までの過去１年間に労働関係法令違反を行っていないこと。
（７）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第４項及び第５項の規定に該当する営業を行う事業者でないこと。また、これらの営業の一部を受託する営業を行う事業者でないこと。
（８）山梨県暴力団排除条例（平成２２年山梨県条例第３５号）第２条第１号に規定する暴力団でないこと及び法人においては役員が、個人事業者においては事業者が同条第２号に規定する暴力団員でないこと。
（９）奨励金の交付申請書の提出日の時点で倒産（雇保則第３５条第１項第１号に規定する倒産をいう。）している事業者（再生手続開始の申立て（民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条に規定する再生手続開始の申立てをいう。）又は更生手続開始の申立て（会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条に規定する更生手続開始の申立てをいう。）を行った事業者であって、事業活動を継続する見込みがある者を除く。）でないこと。
（１０）雇用する労働者が事業者または取締役の３親等以内の親族でないこと。
（１１）県税に未納がないこと。
（１２）必要な書類の提出や実地調査への協力等、奨励金の交付等に係る審査に協力すること。

（支給金額）
第６条 奨励金の支給額は、対象労働者１人あたり１０万円とする。

（奨励金支給申請書）
第７条 奨励金の支給を受けようとする支給対象事業者（以下「申請事業者」という。）は、対象労働者を雇い入れた事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長からの助成金支給決定通知書（以下、「通知書」という。）の通知後３０日以内に、奨励金支給申請書（第１号様式）に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。ただし、通知書の通知日が３月１日から同月３１日までの奨励金交付申請書の提出については、通知書の受領後３０日以内とするが、翌年度の４月１日以降に提出しなければならない。

（奨励金の支給決定）
第８条 知事は、前条の規定により申請書の提出があった場合には、その内容を審査し、奨励金を支給すべきものと認めるときは、支給決定を行い、申請事業者に通知するものとする。

（奨励金の支給時期及び支払い）
第９条 奨励金は、前条の規定による奨励金の支給決定後において支給するものとし、速やかに支払うものとする。

（報告・調査等）
第１０条 知事は、奨励金の交付の適性を期すために必要があると認めるときは、申請事業者に対して報告を求め、調査を行うものとする。

（支給決定の取消し等）
第１１条 知事は、申請事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、奨励金の支給

の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
（１）申請事業者が、申請事業に関し、法令その他の規則等に違反したとき
（２）申請事業者が、この要綱の規定又は支給決定内容等に違反したとき
２　前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する奨励金が支給されているときは、期限を付して当該奨励金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
３　知事は、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る奨励金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利１０．９５パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

（奨励金事業の経理等）
第１２条 申請事業者は、奨励金に係る経費についての収支に関する帳簿及びすべての証拠書類を整理し、かつこれらの書類を当該事業終了の年度の翌年度から５年間保管しなければならない。

（その他）
第１３条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定めるものとする。

附　則
この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附　則
この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附　則
（施行期日）
１　この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

（経過措置）
２　通知書の通知日が令和５年３月１日から同月３１日までの奨励金交付申請書は、令和５年４月１日から同月３０日までの間、通知書の受領後３０日以内に限り、提出することができる。